

聖籠町一般廃棄物処理基本計画

【2026 ▶ 2030】

(案)

令和 8 年〇月

聖籠町

目次

第1章	総論	1
第1節	計画策定の基本的事項	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の概要・位置づけ	3
3	計画期間	4
第2節	町の概況	5
1	地勢	5
2	人口	6
3	産業	7
第2章	ごみ処理基本計画	11
第1節	ごみ処理体制の現況	13
1	ごみ処理の流れ	13
2	家庭系ごみの収集方法	14
3	事業系一般廃棄物の収集方法	15
4	直接搬入の対象	15
第2節	ごみ処理手数料	16
第3節	処理施設の状況	17
1	豊栄郷清掃施設処理組合	17
2	資源物の処理委託先	18
3	処理施設の整備	19
第4節	ごみ処理の現状	20
1	ごみの排出量	20
2	他自治体との比較	23
3	ごみの組成	26
4	その他	28
5	現状を踏まえた課題点	30
第5節	ごみの将来予測	31
1	計画収集人口	31
2	ごみ排出量の予測	32
3	リサイクル率の推移	33
第6節	ごみ処理基本計画	34
1	ごみ処理基本方針	34
2	数値目標	34
3	課題解決及び目標達成に向けた基本施策	36
第3章	生活排水処理計画	39
第1節	生活排水処理の現状	41

1	生活排水の処理状況.....	41
2	し尿・浄化槽汚泥の処理状況.....	45
3	現状を踏まえた課題点.....	46
第2節	生活排水処理の将来予測.....	47
1	生活排水処理人口の予測.....	47
2	し尿・浄化槽汚泥の発生量予測.....	48
第3節	生活排水処理基本計画.....	49
1	基本方針.....	49
2	課題解決に向けた基本施策.....	49



第1章

総論

第1節 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項にて、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画という。）を定めなければならない」と規定されています。

加えて、本町では「第5次総合計画」（令和3年度～令和12年度）を策定しており、「生まれて良かった、住んで良かった聖籠町」を基本理念として、生活環境の向上を目指しごみ処理事業及び生活排水処理事業の施策を展開していくこととなっています。

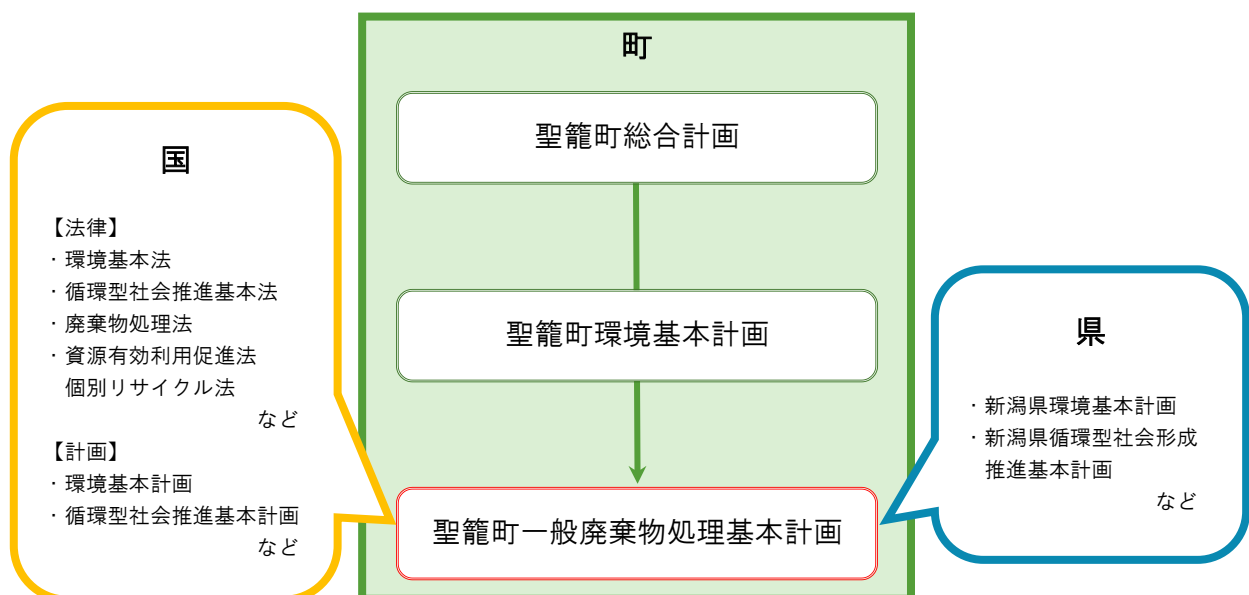
このような状況のもと、計画的にごみ及び生活排水を処理し、より衛生的な生活環境を構築するため、本計画を策定するものです。

2 計画の概要・位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。現在のごみの分別区分や収集・処分の方法などのシステムについて記載し、過去の処理実績数量及び今後の処理見込数量などから施策の方針を定め、具体的な施策内容を決めることで本町の処理計画とします。計画期間終了後には実施施策の振り返りを行い、必要があれば改善することで、計画の質向上を目指します。

また、策定にあたり上位計画である「聖籠町総合計画」及び「聖籠町環境基本計画」との整合を図るとともに、国・県計画及び関係法令に準拠します。（図1-1-1）

図1-1-1 計画の位置づけ



3 計画期間

本町は新潟市と豊栄郷清掃施設処理組合を組織しており、一般廃棄物の共同処理を行っています。しかし、本組合のごみ処理施設の老朽化が進んでいること、新潟市としては人口減少を見据えた施設の統廃合を進めたい意向があることから、令和 10 年度末をもって組合解散をすることとなっています。令和 11 年度からは新発田地域広域事務組合に加入し、新発田市・胎内市との共同処理を予定していますが、それに伴い、町のごみ処理システムが現況から大幅に変更となることが予想されます。

一般廃棄物処理基本計画はごみ及び生活排水処理の長期的・総合的な方針を定めるものであり、10 年を超える計画期間とすることが一般的ですが、上記の理由から、本計画は暫定的に令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とし、令和 11 年度以降の移行後の処理システムが定まった時点で計画の見直しをすることとします。

第2節 町の概況

1 地勢

聖籠町は、新潟県の海岸地帯北部に位置しており、東と南は新発田市、西は新潟市に隣接していることから、都市部近郊に位置する町です。（図 1-2-1）また、飯豊連峰に源を発する加治川の下流にあり、穀倉地帯でもあります。

町の総面積は、37.57k m²、標高の最高点が 30.3m、平均が 6.9m とほぼ平坦な地域です。

明治 22 年に町村制が施行され、聖籠村、蓮野村、蓮潟村、藤井村、亀代村が誕生し、更に明治 39 年の合併により、聖籠村と亀代村の 2 村になり昭和 30 年には、町村合併促進法により聖籠村と亀代村が合併し、現在の前身である聖籠村となりました。そして、昭和 52 年 8 月、町制施行により現在の聖籠町が誕生しました。

昭和 44 年の特定重要港湾である新潟港（東港地区）開港を契機に、工業地帯や住宅団地の進出などによる都市化が進展しつつありますが、一方では、従来の農村的な雰囲気はまだ色濃く残っており、都市的機能と農村的機能が混在している町といえます。聖籠町の主要な河川としては、加治川水系の加治川や新発田川水系の新発田川、中田川などがあり、これらを基幹に用排水路網が形成され、美しい景観や多くの生物を育んでいます。

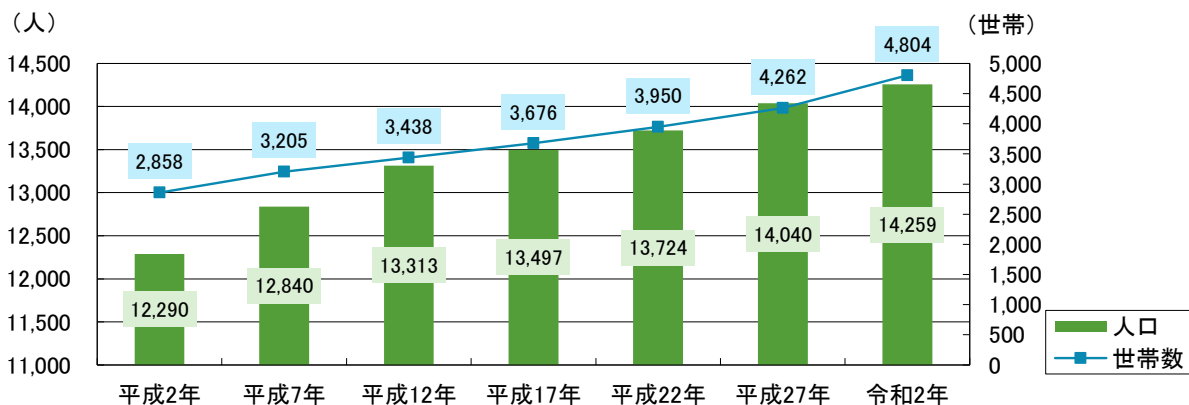
図 1-2-1 聖籠町の位置



2 人口

聖籠町の人口と世帯数の推移をみると、平成2年以降継続して増加傾向となっており、令和2年の国勢調査における人口は14,259人、世帯数は4,804世帯、増減率は1.6%と、県内で最も高い伸び率になっています。(図1-2-2)

図1-2-2 人口・世帯数の推移(国勢調査)



令和2年における、聖籠町の一戸当たり平均人員は2.97人であり、県平均の2.55人、新発田広域行政圏平均の2.50人をいずれも上回っています。しかし、核家族化などの進展により、その人数は減少傾向にあります。(図1-2-3)

また、年齢階層人口については、40歳未満の全ての年齢区分で人口割合が全国、新潟県より高く、若年層が多い構造であることが読み取れます。(図1-2-4)

図1-2-3 1世帯人員の推移(国勢調査)

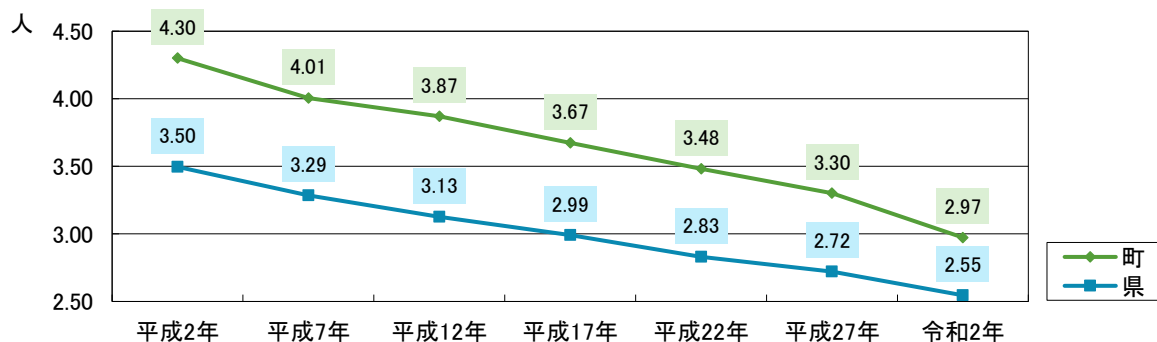
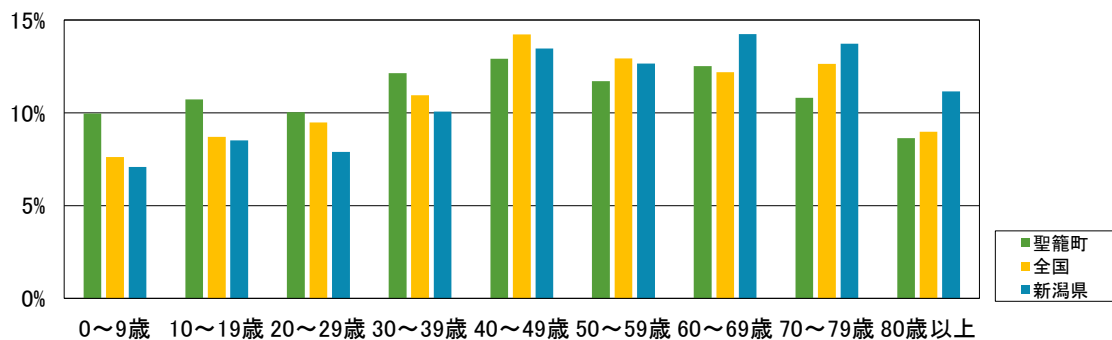


図1-2-4 年齢階層人口(令和2年国勢調査)



3 産業

本町は、昭和50年代までは、農業が産業の中心でしたが、昭和44年の新潟東港開港宣言以来、新潟東港工業地帯への企業進出が相次ぎ、わが国の日本海側における工業拠点として発展を遂げました。新潟東港は世界各国の多くの貨物船を受け入れる物流の港であり、日本海側最大規模の国際コンテナターミナルがあります。また、LNGを主燃料とする火力発電所をはじめ、石油やLNGの基地もあり、日本海側最大のエネルギー供給基地でもあります。

農業は、水稻を基幹に果樹、野菜などとの複合経営が主流となっています。また、道路交通網の整備により、生産者と消費者が直結した新たな流通手段として、あるいは、交流の場としての観光農園などの取り組みが盛んに行われるようになってきています。しかし、一方では農業従事者の高齢化と後継者不足から農家数は減少を続けており、担い手の確保・育成やさらなる経営の合理化・近代化などの対策が求められています。

工業は、新潟東港工業地帯を核として大きな発展を遂げています。進出企業は100社を超え、大手企業を中心に生産性の高い企業が立地しています。そのため本町の産業構造として、製造業の割合が非常に高くなっており、第二次産業が全国・県と比較して非常に盛んに行われています。また、平成14年の日本海東北自動車道の開通によって高速交通体系が整備され、より工業団地としての機能が充実されました。

商業については、国道7号新新バイパス蓮野インターチェンジ沿いに出店している大規模小売店によって、町外からの流入消費者が多くなっています。

参考として、聖籠町の産業構造を表1-2-1及び図1-2-5に示します。

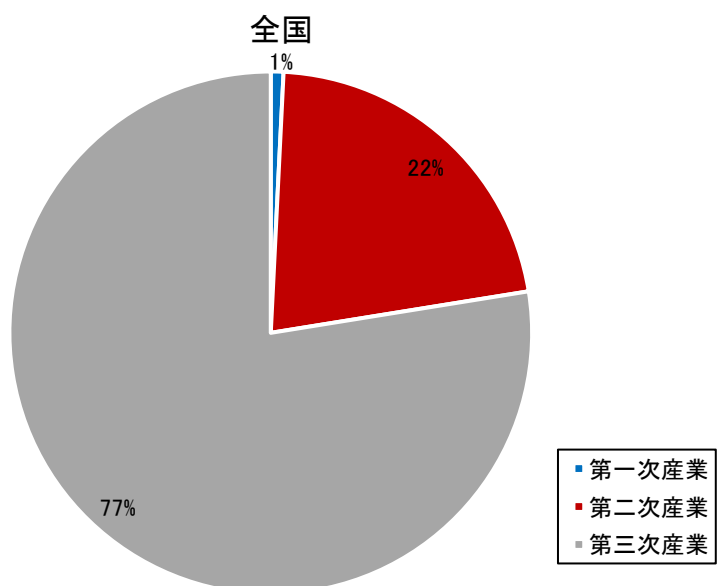
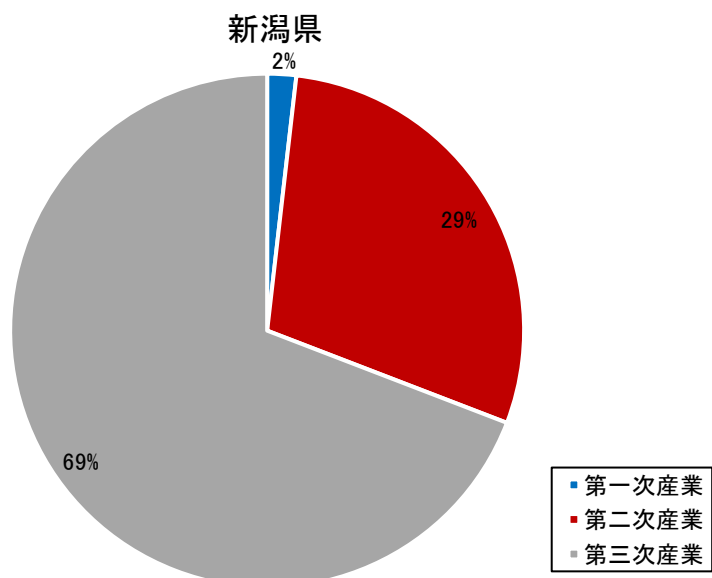
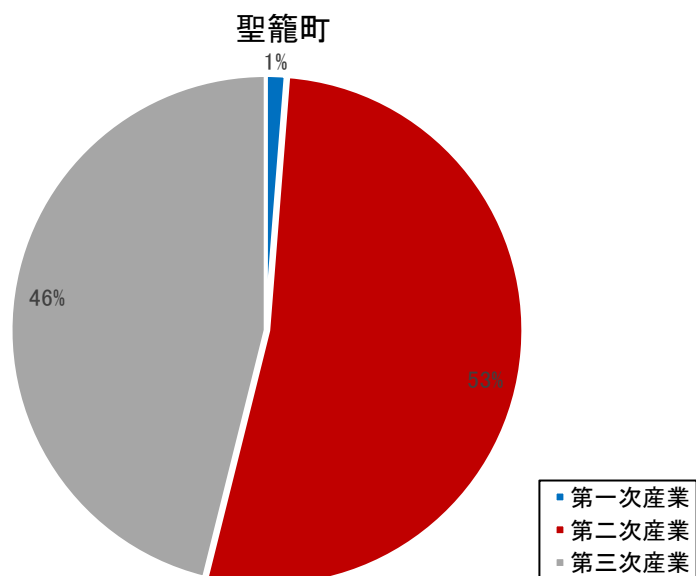
産業大分類	聖籠町		新潟県		全国	
	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)
総数	619	11,997	103,861	1,004,621	5,156,063	57,949,915
第一次産業	16	150	1,469	18,279	42,458	453,703
農林漁業	16	150	1,469	18,279	42,458	453,703
第二次産業	189	6,315	22,552	291,573	899,617	12,560,755
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	88	1,236	1,865	19,697
建設業	114	1,175	12,326	94,206	485,135	3,737,415
製造業	75	5,140	10,138	19,6131	412,617	8,803,643
第三次産業	414	5,532	79,840	694,769	4,213,988	44,935,457
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3	211	189	5,115	9,139	202,149
情報通信業	0	0	813	12,149	76,559	1,986,839
運輸業、郵便業	69	2,097	2,141	52,579	128,224	3,264,734
卸売業、小売業	107	1,057	25,467	203,321	1,228,920	11,611,924
金融業、保険業	6	34	1,611	21,829	83,852	1,494,436
不動産業、 物品賃貸業	14	47	4,957	17,680	374,456	1,618,138
学術研究、専門・ 技術サービス業	11	112	3,825	22,868	252,340	2,118,920
宿泊業、 飲食サービス業	45	276	11,332	74,052	599,058	4,678,739
生活関連サービス 業、娯楽業	57	324	9,818	38,979	434,209	2,176,139
教育、学習支援業	16	90	3,037	29,551	163,357	1,950,734
医療、福祉	31	978	7,797	135,383	462,531	8,162,398
複合サービス業	6	29	882	9,757	32,131	435,970
サービス業(他に分 類されないもの)	49	277	7,971	71,506	369,212	5,234,337

出典：「令和3年経済センサス-活動調査」

※官公庁除く

表1-2-1 聖籠町の産業構造

図 1-2-5 産業構造の比較





第2章

ごみ処理基本計画

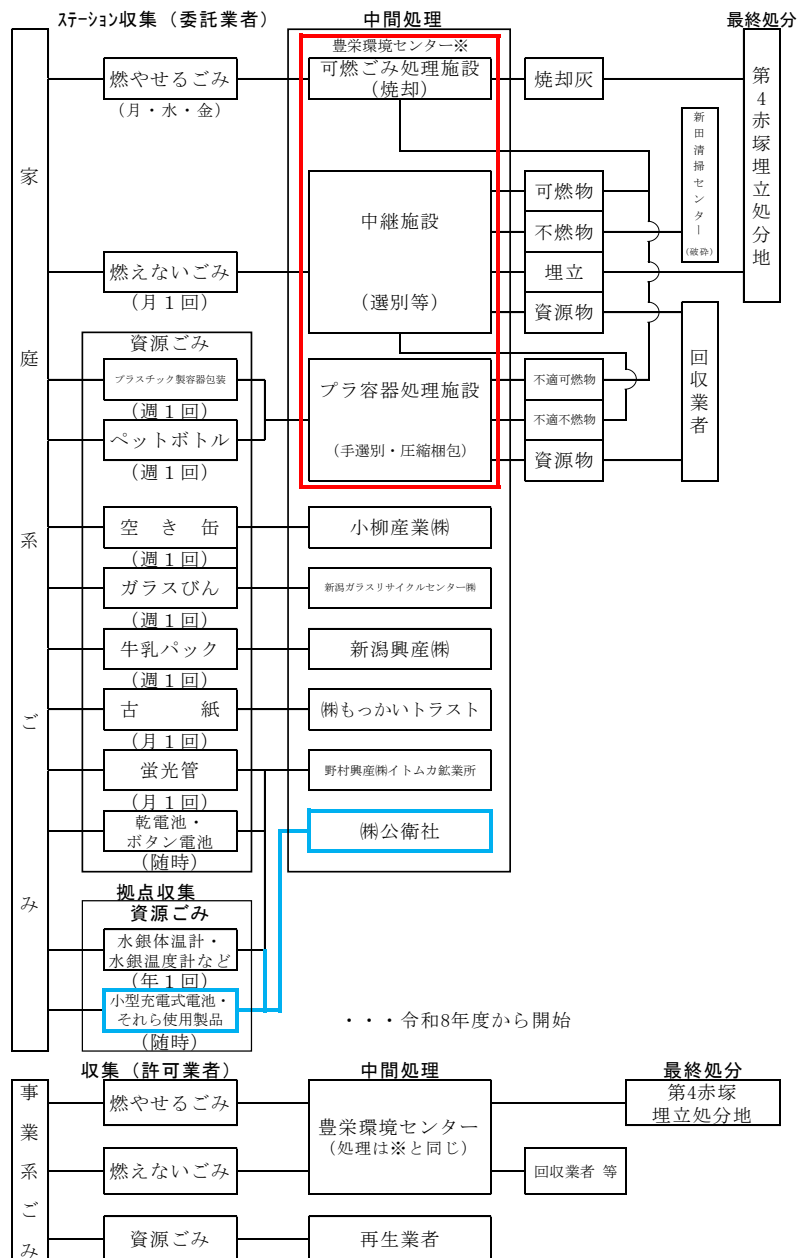
第1節 ごみ処理体制の現況

1 ごみ処理の流れ

家庭から出るごみの収集については、町で業者委託を行って実施しています。

中間処理や最終処分については、聖籠町と新潟市で構成している豊栄郷清掃施設処理組合にて処分しています。また、事業者から出る一般ごみについては、基本的に町の許可業者が事業主との契約の中で収集を行っており、家庭系のごみと同様、豊栄環境センターへ搬入して処理を行っています。令和8年度からはリチウムイオン電池などの小型充電式電池とそれらが使用された製品の収集及び処理委託を予定しております。収集品目ごとの処理を図示したものが図2-1-1となります。

図2-1-1 聖籠町のごみ処理フロー



2 家庭系ごみの収集方法

家庭系ごみの収集は燃やせるごみ、燃えないごみ、資源ごみがそれぞれのごみステーション、古紙、有害ごみについては集落ごとに指定された収集場所に、決められた日時に排出されたものを、町の委託を受けた委託収集業者（2社）が収集しています。拠点収集となっている品目は生活環境課が収集しています。（表2-1-1）

区 分		ごみの種類	出し方
燃やせるごみ (週3回)		ビニール、木製品、紙くず、 ゴム・皮製品、硬質プラスチック製品、剪定枝 など	指定袋に入れ、燃やせるごみのステーションに出す。
燃えないごみ (月1回)		金属類、なべ・やかん類、トタン・ブリキ板、金属製家具、自転車 など	透明・半透明の袋に入れて燃えないごみのステーションに出す。 50cm 立方体を超えるものは袋に入れずに出す。 (60cm×90cm×150cm 以下のものに限る。)
資源ごみ	空き缶 (週1回)	アルミ缶及びスチール缶	資源ごみのステーションに置かれた黄色ネットに出す。
	空きびん (週1回)	あきびん	資源ごみのステーションに置かれた黄色コンテナに入れる。
	牛乳パック (週1回)	紙パック	資源ごみのステーションに置かれた緑色ネットに入れる。
	ペットボトル (週1回)	ペットボトル	資源ごみのステーションに置かれた青色ネットに入れる。
	プラスチック製容器包装 (週1回)	シャンプー・洗剤の容器、包装フィルム、ペットボトルのラベル・キャップ、カップラーメンの容器、食品トレイ、その他プラマークの付いたもの	資源ごみステーションに置かれた白色又は赤色ネットに入れる。
	古紙 (月1回)	新聞紙、段ボール、雑誌類	紙ひもなどでしばり、集落ごとの指定収集場所に出す。
	小型充電式電池・それら使用製品 (随時)※	リチウムイオン電池、モバイルバッテリー など	「町民会館」及び「亀代地区多目的屋内運動場」に設置されたペール缶に出す。
有害ごみ	蛍光管 (月1回)	割れていないもの	集落ごとの指定収集場所におかれた青色コンテナに出す。
	水銀体温計・水銀温度計など (年1回)	割れていないもの	「聖籠町役場」及び「結いハート聖籠」に設置されたボックスに出す。
	乾電池・ボタン電池 (随時)	乾電池・ボタン電池 (充電式のもの除く)	燃やせるごみのステーションに置かれた収集容器に出す。

※令和8年度から開始

表 2-1-1 ごみ収集方法一覧表

3 事業系一般廃棄物の収集方法

事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することとなっております。豊栄環境センターに直接搬入するか、許可業者との委託契約による収集・運搬をすることとしておりますが、集落区長の承諾のもと、事業者用可燃ごみ指定袋でステーションに排出されたものは町が収集・運搬をしています。

4 直接搬入の対象

本町が行う一般ごみの収集以外に、排出者自らが豊栄環境センターに直接搬入するごみもあります。(表 2-1-2)

区 分	ご み の 内 容
家庭系ごみ	・ ごみステーションには出せないもの（布団、木製家具など） ・ 引越しごみなど、一時的に多量に排出されるもの。
事業系ごみ	・ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物。
そ の 他	・ 公共施設から排出される一般廃棄物、不法投棄物など。

表 2-1-2 主な受け入れ品目

第2節 ごみ処理手数料

燃やせるごみについては、ごみの減量化・排出抑制のため、平成10年4月より指定袋による有料化制度を導入しています。(表2-2-1)

本町の導入した有料化制度は、一定枚数まで無料配布し、超過分を購入する超過従量制であり、無料配布分のごみ袋で足りるようにごみの排出を工夫していただくことで、ごみ減量化意識の向上を図っています。(表2-2-2)

種類	容量	材質	手数料
一般家庭 (大)	30L	ポリエチレン製	600円/10枚
(小)	20L	ポリエチレン製	400円/10枚
事業者 (大)	35L	ポリエチレン製	1,000円/10枚
(小)	20L	ポリエチレン製	500円/10枚

表2-2-1 ごみ処理手数料一覧表

世帯員数	3月配付枚数		9月配付枚数		年間配付枚数	
1人	大：20枚	40枚	大：20枚	40枚	大：40枚	80枚
	小：20枚		小：20枚		小：40枚	
2～3人	大：30枚	50枚	大：30枚	50枚	大：60枚	100枚
	小：20枚		小：20枚		小：40枚	
4～5人	大：40枚	70枚	大：40枚	70枚	大：80枚	140枚
	小：30枚		小：30枚		小：60枚	
6～7人	大：50枚	80枚	大：50枚	80枚	大：100枚	160枚
	小：30枚		小：30枚		小：60枚	
8人以上	大：60枚	90枚	大：60枚	90枚	大：120枚	180枚
	小：30枚		小：30枚		小：60枚	

表2-2-2 家庭用ごみ袋配布枚数一覧表

第3節 処理施設の状況

1 豊栄郷清掃施設処理組合

豊栄郷清掃施設処理組合は新潟市、聖籠町で構成する組合で、中間処理施設の「豊栄環境センター」及び最終処分場の「江楓園」を運営しています。「江楓園」は埋立能力に達したことで令和2年度に埋立終了となり、現在は浸出水の水質管理のみ行っています。

そして、豊栄環境センターは老朽化及び人口減を見据えた施設統廃合のため、令和10年度中に焼却を停止し、自己搬入のための施設に移行することとなっています。それに伴い、組合は解散となります。以後、令和11年度からは新発田広域事務組合に加入し、新発田市・胎内市との共同処理となります。

(1) 豊栄環境センター

豊栄環境センターの現有ごみ処理能力は、燃やせるごみが130t/日であり、ごみ減量化の対策として燃やせるごみ中の古紙類や、燃えないごみ中の鉄類の選別を行っています。燃えないごみの処理施設はありません。

また、プラスチック製容器包装については、500kg/hの処理能力を持つ圧縮・ボール機があり、収集物の圧縮・梱包までを行っています。(表2-3-1)

処理対象物	処理施設	処理能力	その後の処理
燃やせるごみ	焼却炉	ストーカ式 130t/1日 (40t/16h×2炉、 50t/16h×1炉)	焼却後、焼却灰は最終処分場(第4赤塚埋立処分地)にて処分。
燃えないごみ	処理施設無し	—	選別後、鉄類は資源化、不燃物は破砕可能なら中間処理施設(新田清掃センター)、不可能なら最終処分場へ中継、可燃物は焼却処理。
プラスチック製容器包装	圧縮・梱包ボール機	500kg/h	手選別、圧縮・梱包後、(財)日本容器包装リサイクル協会のルートで処理業者へ排出

表2-3-1 豊栄環境センターの概要

(2) 江楓園

焼却施設の焼却残渣の他、不燃物処理施設に搬入された燃えないごみの内、可燃物と有価物を取り除いて残った残渣を、新潟市にある最終処分場「江楓園」で令和2年度まで処分していました。(表2-3-2)

江楓園は平成4年4月に稼動、埋立容量は80,910m³であり、埋立予定期間は平成4年度から令和4年度までの計画でしたが、降水による浸出水越流の危険性が高いことから令和2年度末をもって埋立終了となりました。

最終処分埋立実績は、104,757.60tとなっています。

現在は埋立物を新潟市西区にある第4赤塚埋立処分地で処分しています。

区 分	処 理 施 設
埋立期間	平成4年度～令和2年度
敷地面積	38,918 m ²
埋立容積	80,910 m ³
埋立方法	サンドイッチ及びセル工法
汚水処理方法	接触酸化(脱窒素)＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着

表 2-3-2 江楓園の概要

2 資源物の処理委託先

本町における資源ごみ収集は、空き缶(アルミ缶、スチール缶)、ガラスびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、紙パック、古紙(段ボール、新聞紙、雑誌類)、有害ごみ(蛍光管、乾電池、ボタン電池、水銀体温計など)の分別収集・資源化を行っています。そして令和8年度から小型充電式電池及びそれら使用製品の収集を開始します。

収集品目ごとの処理施設は表2-3-3のとおりです。

資源物	処理施設
空き缶	小柳産業(株)
ガラスびん	新潟ガラスリサイクルセンター(株)
プラスチック、ペットボトル	豊栄環境センター
紙パック	新潟興産(株)
古紙	(株)もっかいトラスト
乾電池・ボタン電池・蛍光管・ 水銀体温計・温度計・血圧計	野村興産(株)イトムカ鉱業所
小型充電式電池・ 小型充電式電池使用製品	(株)公衛社 野村興産(株)イトムカ鉱業所

R8 から

表 2-3-3 資源物の処理委託先

3 処理施設の整備

聖籠町で管理しているごみ処理施設が無く、全て豊栄郷清掃施設処理組合、新潟市、民間事業者の処理施設を利用しているため、本町による整備は実施しておらず、今後の計画もありません。

また、令和 11 年度より新発田地域広域事務組合へ加入するため、加入後の処理施設について、新発田地域広域事務組合、新発田市、胎内市と協議を進めていく必要があります。

第4節 ごみ処理の現状

1 ごみの排出量

各品目ごとの排出量実績を示したものが表 2-4-1 となります。

燃やせるごみの排出量は、家庭系については新型コロナウイルスの影響により、在宅時間が増えていた令和 4 年度まではやや多い数値でしたが、外出が活発になり始めた令和 5 年度からは減少傾向となりました。事業系については近年横ばい傾向が続いています。(図 2-4-1)

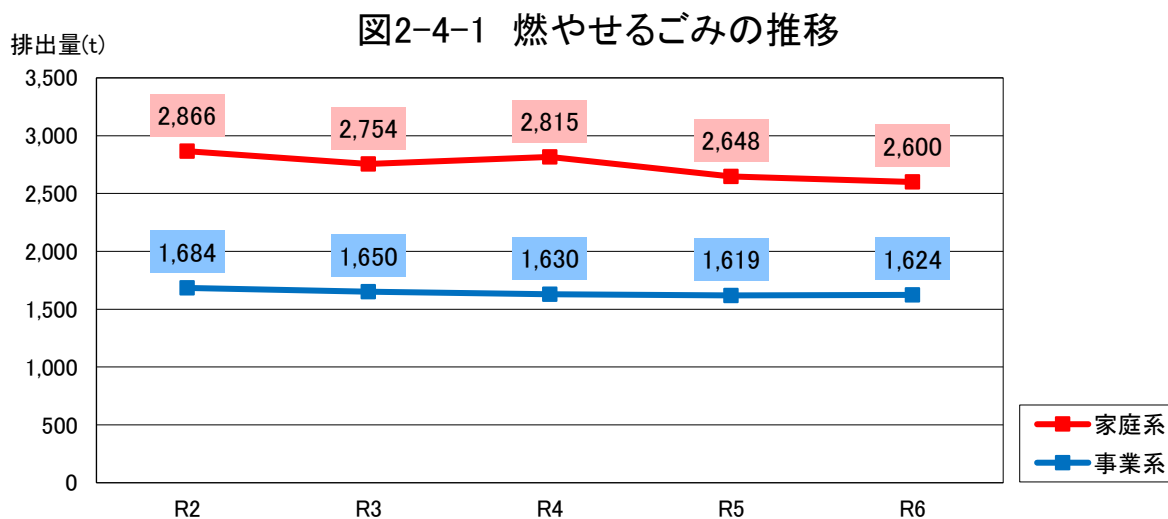
燃えないごみの排出量は、家庭系で大幅な減少傾向となっています。フリマアプリなどのリユース事業が活発となり、小型家電などの廃棄が減っていることなどによるものだと考えられます。事業系は可燃と同じく横ばい傾向が続いています。(図 2-4-2)

資源ごみの排出量は、近年減少傾向にあります。これは、古紙及びガラスびんの排出量の減少によるものです。電子書籍の利用や、スマートフォン・タブレット・ノートパソコンなどの電子媒体の普及によるペーパーレス化、飲料容器のシェア率変化などが要因と考えられます。その他の資源物の排出量は、ここ数年は安定しており、分別意識がおおよそ浸透しきったことが読み取れます。(図 2-4-3)

また、ごみ総量に対する資源ごみ割合を示したリサイクル率は近年減少傾向にあります。資源ごみ排出量の減少によるものだと考えられます。(図 2-4-4)

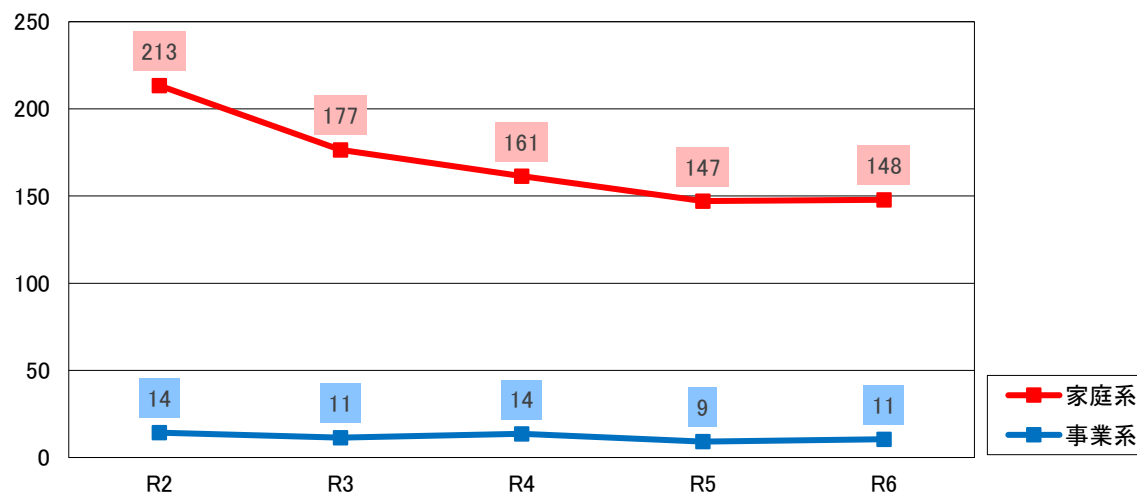
区 分		排 出 量				
		R2	R3	R4	R5	R6
燃やせるごみ	家庭系	2,866	2,754	2,815	2,648	2,600
	事業系	1,684	1,650	1,630	1,619	1,624
燃えないごみ	家庭系	213	177	161	147	148
	事業系	14	11	14	9	11
資源ごみ	家庭系	476	472	452	427	414
	古紙	181	174	156	142	136
	牛乳パック	3	4	3	3	3
	ペットボトル	39	42	43	44	44
	アルミ缶	22	21	20	19	18
	スチール缶	21	20	20	18	18
	ガラスびん	83	85	80	74	69
	プラスチック	124	124	125	121	122
	乾電池	2	3	3	3	3
	蛍光灯	1	1	1	1	1
計	家庭系	3,555	3,403	3,428	3,222	3,162
	事業系	1,698	1,661	1,644	1,628	1,635
	合 計	5,253	5,064	5,072	4,850	4,797
	リサイクル率	9.1%	9.3%	8.9%	8.8%	8.6%

表 2-4-1 ごみ排出量の推移



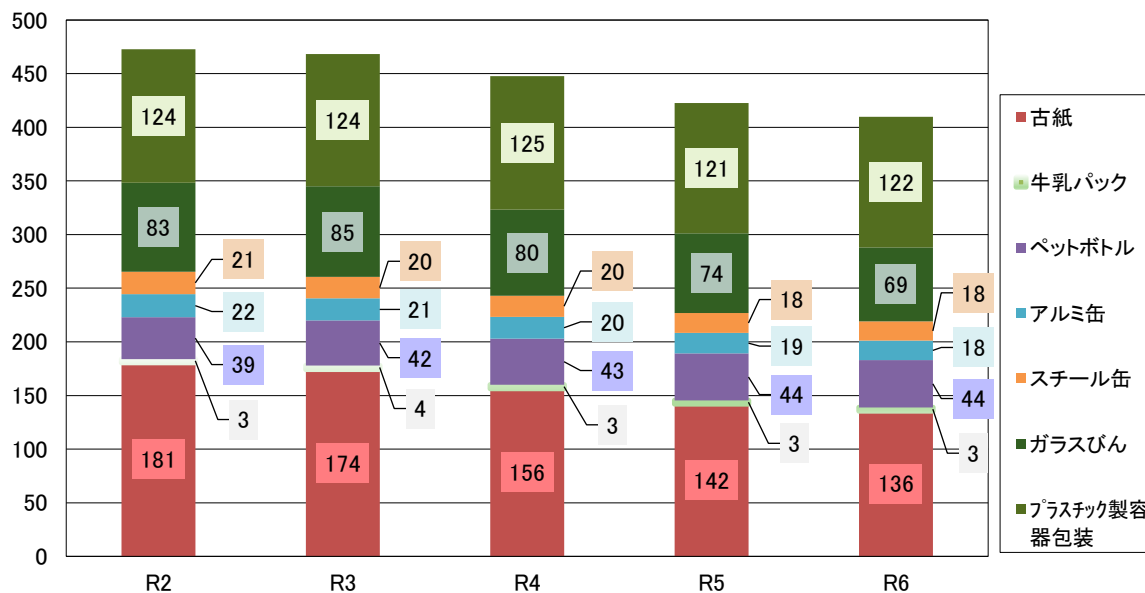
排出量(t)

図2-4-2 燃えないごみの推移



排出量(t)

図2-4-3 資源ごみの推移



(%)

図2-4-4 リサイクル率の推移



2 他自治体との比較

(1) 全国・新潟県との比較

ごみ処理排出量などについて、最初に全国及び新潟県と比較します。

本町の1人1日あたり排出量は全国・新潟県どちらの値も上回っています。要因として、超過従量制によりごみ減量化の意識が比較的薄いことや東港工業地帯があることで事業系ごみの排出量が比較的多いことなどが考えられます。また、リサイクル率が全国・新潟県どちらの値よりも大幅に低いのも特徴であり、課題となっています。(表2-4-2、図2-4-5)

出典：「令和5年度一般廃棄物処理実態調査」

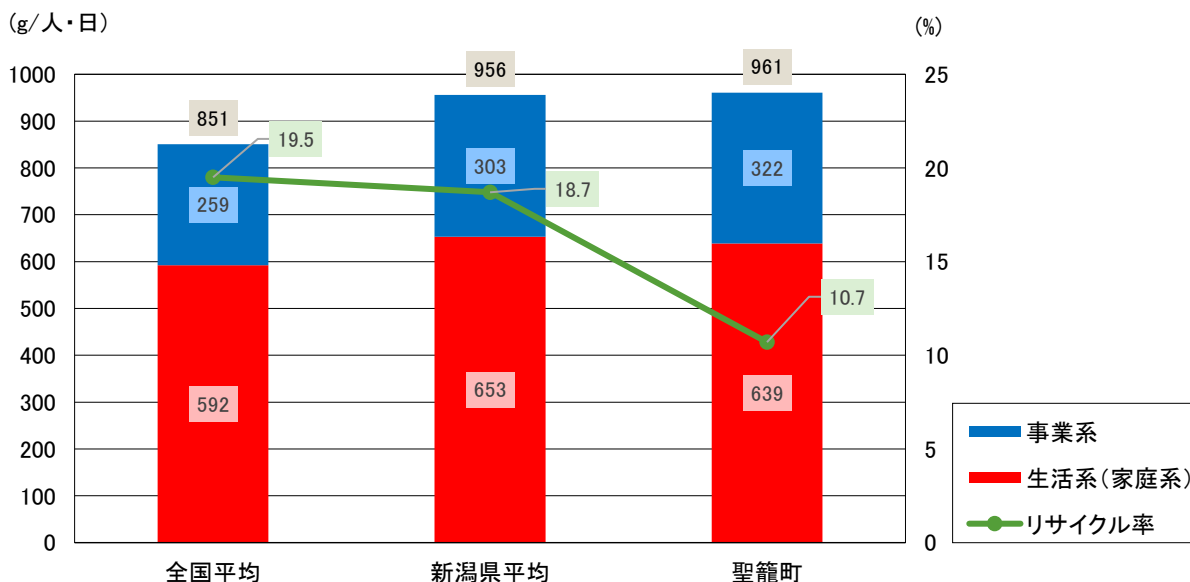
項目	単位	全国平均	新潟県平均	聖籠町
1人1日あたり排出量 ^{※1}	g/人・日	851	956	961
生活系(家庭系)	g/人・日	592	653	639
事業系	g/人・日	259	303	322
リサイクル率(資源化率) ^{※2}	%	19.5	18.7	10.7

※1：全国平均及び新潟県平均には集団回収が含まれています。

※2：中間処理施設の選別により資源化されたものが含まれています。

表2-4-2 全国及び県との比較表

図2-4-5 全国及び県との比較



(2) 県内他自治体との比較

次に、県内の他自治体と比較します。

県内の他自治体と比較した際、生活（家庭）系ごみは 14 番目、事業系ごみは 20 番目、リサイクル率は 26 番目という立ち位置となっています。（表 2-4-3）

以上から、県内であっても比較的ごみ排出量が多く、リサイクル率が低いという現状が読み取れます。したがって、ごみ排出量の削減及びリサイクル率の向上に努めていく必要があります。

順位	1人1日当たりの生活 (家庭)系ごみ排出量		1人1日当たりの 事業系ごみ排出量		リサイクル率	
	市町村	(g/人・日)	市町村	(g/人・日)	市町村	(%)
1	新発田市	556	粟島浦村	0	妙高市	32.9
2	見附市	560	出雲崎町	127	出雲崎町	27.5
3	長岡市	562	加茂市	166	糸魚川市	25.9
4	上越市	599	糸魚川市	170	長岡市	23.7
5	出雲崎町	600	田上町	177	新潟市	23.1
6	柏崎市	605	佐渡市	218	十日町市	20.4
7	南魚沼市	617	阿賀野市	219	柏崎市	20.0
8	魚沼市	619	関川村	223	上越市	19.7
9	津南町	621	十日町市	243	刈羽村	19.2
10	三条市	626	新潟市	267	加茂市	18.6
11	小千谷市	627	刈羽村	274	魚沼市	18.3
12	十日町市	629	五泉市	274	見附市	16.8
13	妙高市	631	見附市	276	津南町	16.2
14	聖籠町	639	弥彦村	281	弥彦村	16.1
15	弥彦村	645	阿賀町	283	小千谷市	15.9
16	刈羽村	663	長岡市	287	田上町	14.4
17	新潟市	672	村上市	289	村上市	14.0
18	燕市	677	柏崎市	292	三条市	13.8
19	関川村	679	上越市	307	燕市	13.8
20	胎内市	688	聖籠町	322	湯沢町	13.2
21	村上市	699	燕市	342	阿賀野市	13.1
22	阿賀野市	720	南魚沼市	380	関川村	12.4
23	阿賀町	745	胎内市	382	五泉市	12.2
24	五泉市	804	魚沼市	419	南魚沼市	11.6
25	加茂市	816	津南町	426	阿賀町	10.9
26	糸魚川市	831	三条市	445	聖籠町	10.7
27	田上町	855	新発田市	453	胎内市	10.1
28	佐渡市	893	小千谷市	473	新発田市	8.9
29	湯沢町	956	湯沢町	495	佐渡市	7.5
30	粟島浦村	1192	妙高市	580	粟島浦村	0.0

出典：「令和5年度一般廃棄物処理実態調査」

表 2-4-3 県内自治体との比較表

3 ごみの組成

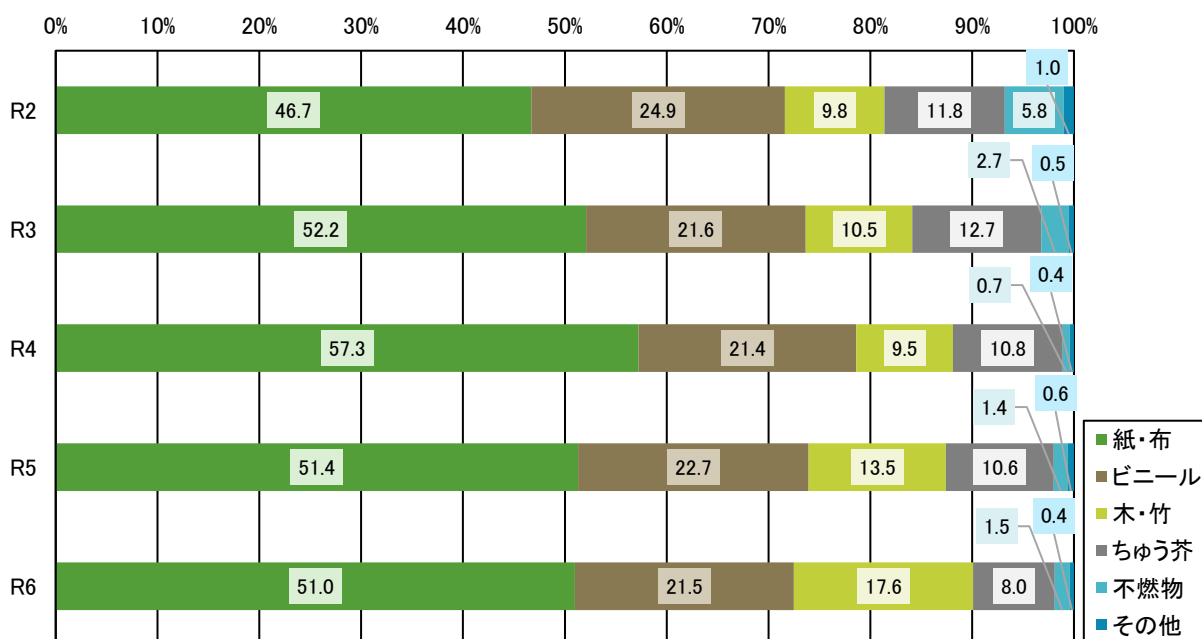
(1) 燃やせるごみ

豊栄環境センターに搬入された可燃ごみの組成は約 5 割を「紙・布」が占めています。乾燥後であるため「ちゅう芥」(生ごみなど)の割合が低くなっていますが、乾燥前ではもっと大きい割合となります。(表 2-4-4、図 2-4-6)

項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6
乾燥後物理組成	紙・布	%	46.7	52.2	57.3	51.4	51.0
	ビニール	%	24.9	21.6	21.4	22.7	21.5
	木・竹	%	9.8	10.5	9.5	13.5	17.6
	ちゅう芥	%	11.8	12.7	10.8	10.6	8.0
	不燃物	%	5.8	2.7	0.7	1.4	1.5
	その他	%	1.0	0.5	0.4	0.6	0.4
比重		t/m ³	0.123	0.134	0.150	0.118	0.124
低発熱量		Kcal/kg	2,080	1,855	1,870	2,308	2,270
三成分	水分	%	40.9	47.4	47.6	39.1	39.9
	可燃物	%	51.7	47.5	47.9	56.6	55.8
	灰分	%	7.5	5.2	4.5	4.4	4.3

表 2-4-4 燃やせるごみの組成

図2-4-6 燃やせるごみの組成



(2) 燃えないごみ

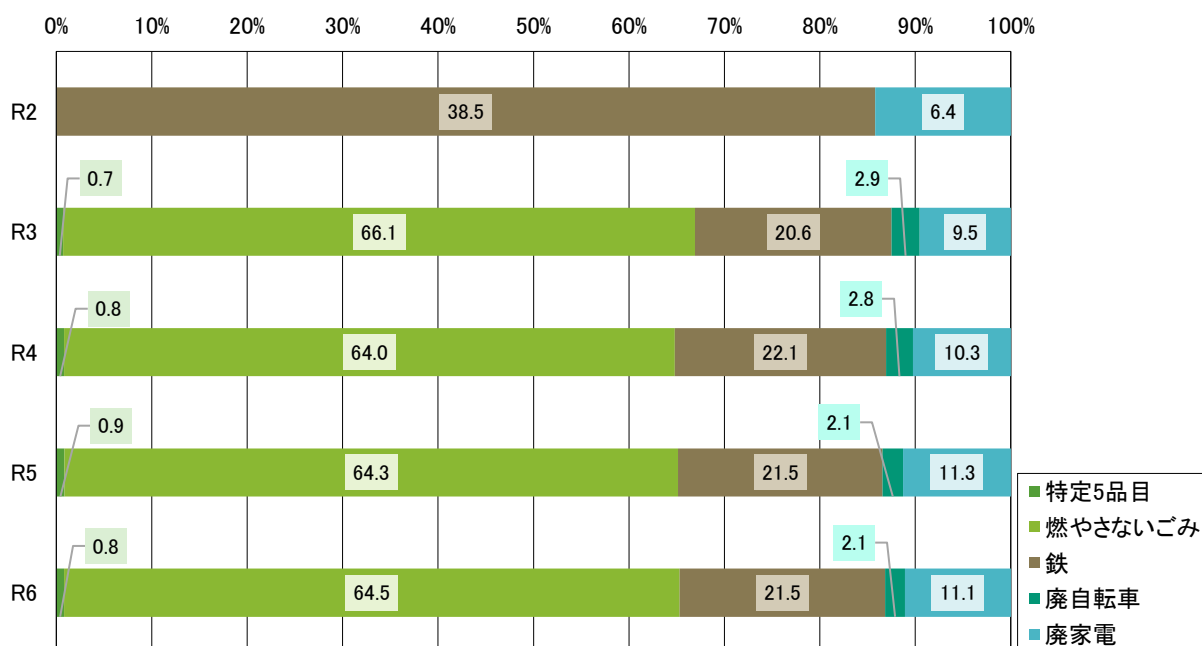
混入した可燃ごみを除いた不燃ごみの組成は以下のとおりです。「特定 5 品目」と「燃やさないごみ」は異なる中間処理施設へ運搬され、「鉄」「廃自転車」「廃家電」は資源化されています。(表 2-4-5、図 2-4-7)

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
特定 5 品目	%	—※	0.7	0.8	0.9	0.8
燃やさないごみ	%	—※	66.1	64.0	64.3	64.5
鉄	%	38.5	20.6	22.1	21.5	21.5
廃自転車	%	—※	2.9	2.8	2.1	2.1
廃家電	%	6.4	9.5	10.3	11.3	11.1

※未計測

表 2-4-5 燃えないごみの組成

図2-4-7 燃えないごみの組成



4 その他

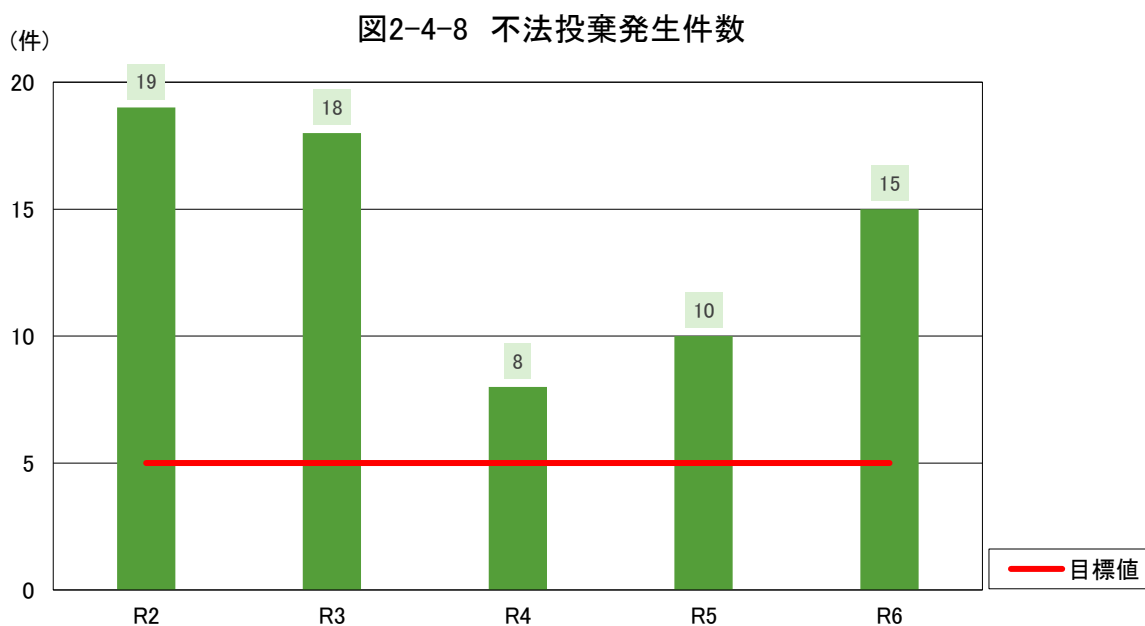
(1) 不法投棄について

過去 5 年間では一時的に減少傾向となった後、増加傾向に転じています。第 5 次総合計画では 5 件を目標値としていますが、過去 5 年間全てで上回っています。(表 2-4-6、図 2-4-8)

主な投棄物は廃タイヤ及び家電製品ですが、その他として処理件数にカウントしていないポイ捨てごみがあり、新新バイパス側道や海水浴場、河川敷などに恒常的にごみの散乱が見られます。このため、ポイ捨て対策として年 2 回、町内クリーン作戦の日を設け、町内の一斉清掃を実施、マナー啓発と環境美化意識の醸成を図っていますが、依然として後を絶たないのが現状です。ほとんどが事後に不法投棄された廃棄物を発見するケースであり、投棄者を特定することが難しいことから、未然防止には至っていません。

目標値	R2	R3	R4	R5	R6	平均
5 件	19 件	18 件	8 件	10 件	15 件	14 件

表 2-4-6 不法投棄件数



(2) 災害廃棄物について

令和6年能登半島が発生し、震源地である石川県能登地域を始めとした広い範囲で甚大な被害が発生しました。新潟県においても新潟市西区を中心に深刻な液状化現象が発生し、多くの家屋や道路などが損壊しました。

災害によって発生した廃棄物は一般廃棄物に区分されており、市町村に処理責任があります。発災時の混乱の中、発生した大量のごみを適切に処分するには、平時の時に処理方法について十分に検討し、災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。県内では73%(令和5年度実績)の策定率となっていますが、本町はまだ策定に至っていません。

5 現状を踏まえた課題点

本町における現在のごみ処理・処分システムの状況は、これまで述べてきたとおりです。これらから読み取れる課題点について整理します。

(1) ごみの減量化について

ア 家庭ごみの削減

令和 5 年度実績では町の排出量（639g/人・日）は県平均（653g/人・日）よりは低いですが、全国平均（592g/人・日）を上回っています。ごみ処理経費の抑制や温室効果ガスの削減につなげるため、排出抑制や分別を促進していく必要があります。

イ リサイクル率の上昇

令和 5 年度実績では町数値（10.7%）は国平均（19.5%）及び県平均（18.7%）よりも大幅に低い値となっています。循環型社会の構築は勿論、家庭ごみの削減とも深く結びついているため、重点的に取り組む必要があります。

(2) ごみ処理システムについて

令和 11 年度の新発田地域広域事務組合加入後のごみ搬入先や搬入基準などについて検討し、移行後も不備なく収集・運搬できるようにしなければなりません。

(3) 不法投棄について

目標値を大幅に上回る状況が続いており、不法投棄対策を講じていく必要がございます。

(4) 災害廃棄物について

本町は災害廃棄物の処理についての検討が十分にされておらず、計画策定にも至っていません。発災に備えて、準備を進めていく必要があります。

第5節 ごみの将来予測

第4節のごみ排出量の現状を踏まえ、ごみ排出量の将来予測を行います。

1 計画収集人口

計画収集人口は町の総人口であり、聖籠町人口ビジョン 2025 の推計を引用します。

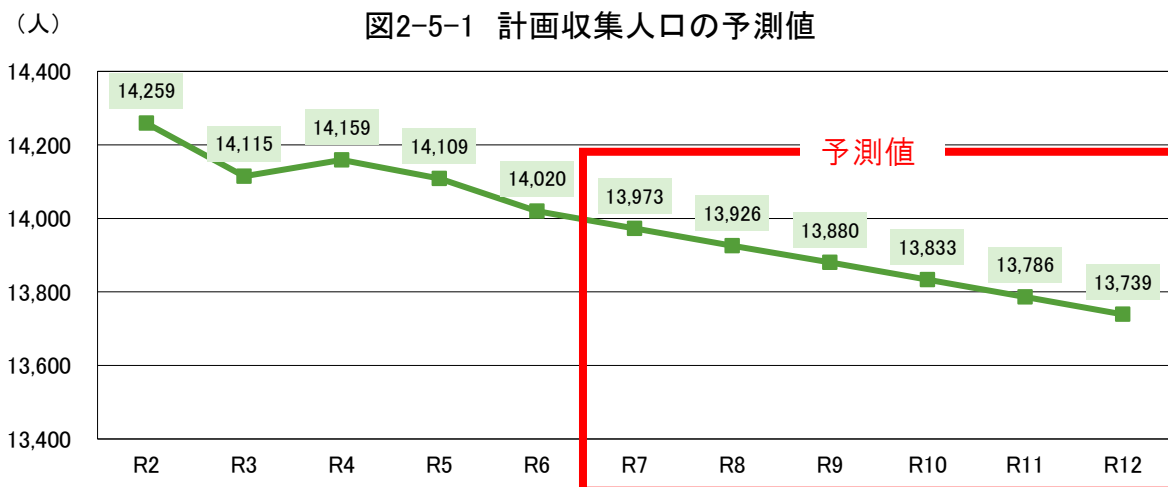
本町の人口は、高い合計特殊出生率や国外からの大幅人口流入により緩やかな増加傾向が続いておりましたが、今後は人口減少局面に突入すると推計されています。子育て環境の充実や働き場所の確保など、定住政策の基盤づくりを積極的に推進することにより、令和12年度の目標人口を13,739人としています。(表2-5-1、図2-5-1)

年度	人口(人)
R2	14,259
R3	14,115
R4	14,159
R5	14,109
R6	14,020
R7	13,973
R8	13,926
R9	13,880
R10	13,833
R11	13,786
R12	13,739

予測値

※各年10/1日時点の数値

表2-5-1 計画収集人口の予測値



2 ごみ排出量の予測

令和2年度から令和6年度までのごみ排出量増減率の平均値は家庭系で-2.5%、事業系で-0.5%となっています。その平均値のまま令和7年度以降推移していくと仮定し、上記の計画収集人口で推移したときの排出量を将来予測とします。(表2-5-2、図2-5-2)

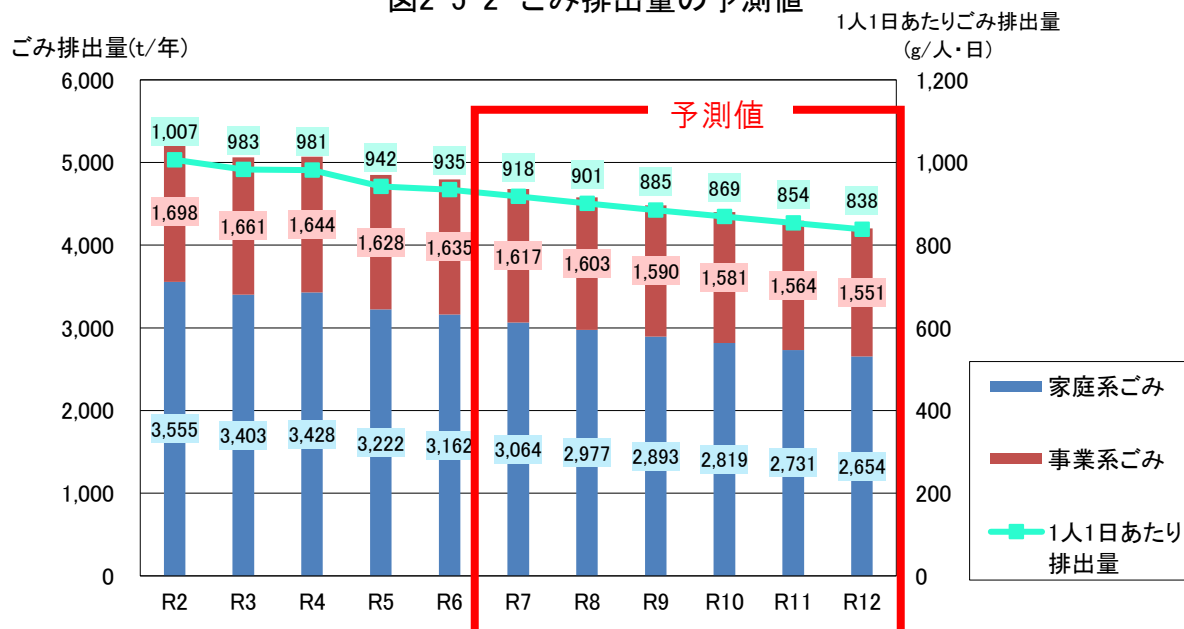
年度	人口	家庭系ごみ			事業系ごみ			合計	
		1人1日当たり排出量 (g/人日)	増減率 (%)	総排出量 (t/年)	1人1日当たり排出量 (g/人日)	増減率 (%)	総排出量 (t/年)	1人1日当たり排出量 (g/人日)	総排出量 (t/年)
R2※	14,259	681		3,555	325		1,698	1,007	5,253
R3	14,115	661	-3.0	3,403	323	-0.9	1,661	983	5,064
R4	14,159	663	0.4	3,428	318	-1.4	1,644	981	5,072
R5	14,109	626	-5.7	3,222	316	-0.5	1,628	942	4,850
R6※	14,020	616	-1.5	3,162	319	0.8	1,635	935	4,797
R7	13,973	601	-2.5	3,064	317	-0.5	1,617	918	4,681
R8	13,926	586	-2.5	2,977	315	-0.5	1,603	901	4,580
R9	13,880	571	-2.5	2,893	314	-0.5	1,590	885	4,483
R10※	13,833	557	-2.5	2,819	312	-0.5	1,581	869	4,400
R11	13,786	543	-2.5	2,731	311	-0.5	1,564	854	4,295
R12	13,739	529	-2.5	2,654	309	-0.5	1,551	838	4,205

予測値

※うるう年 (366日/年)

表 2-5-2 ごみ排出量の予測

図2-5-2 ごみ排出量の予測値



3 リサイクル率の推移

令和2年度から令和6年度までの資源ごみ増減率の平均値は-3.4%となっています。その平均値のまま令和7年度以降推移していくと仮定し、ごみの総排出量が表2-5-2のとおり推移したときのリサイクル率を将来予測とします。

年度	資源ごみ		ごみ総量 (t/年)	リサイクル率 (%)
		増減率 (%)		
R2	476		5,253	9.1
R3	472	-0.8	5,064	9.3
R4	452	-5.5	5,072	8.9
R5	427	-3.0	4,850	8.8
R6	414	-3.4	4,797	8.6
R7	400	-3.4	4,681	8.5
R8	386	-3.4	4,580	8.4
R9	373	-3.4	4,483	8.3
R10	361	-3.4	4,400	8.2
R11	348	-3.4	4,295	8.1
R12	336	-3.4	4,205	8.0

予測値

表 2-5-3 リサイクル率の予測値

第6節 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理基本方針

第4節で述べた町が抱える課題の解決に向けて、第5次聖籠町総合計画で定めたごみ処理事業の施策方針に災害廃棄物対策を加えたものを本計画の基本方針とし、各種施策を展開していきます。

【基本方針】

- 方針1 ごみの減量化・資源化の促進
- 方針2 処理施設の維持管理など
- 方針3 不法投棄の防止
- 方針4 災害廃棄物処理体制の構築

2 数値目標

基本方針に沿って施策を進めるにあたり、第5節の予測と総合計画で定めている目標から、計画期間である令和12年度末時点での数値目標を以下のとおり定めます。

【数値目標】

- 1 家庭ごみの1人1日あたりの排出量
482 g/人・日
- 2 事業系ごみの1人1日あたり排出量
290 g/人・日
- 3 リサイクル率
11.0 %
- 4 不法投棄件数
5 件

各数値は以下の考えで算出しました。

1 家庭ごみの 1 人 1 日あたりの排出量

家庭系ごみの排出量は新潟県平均値よりは少ないですが、全国平均値と比較すると大きく上回ってしまっているというのが現状です。その差を伸びしろと考え、予測値から削減した 482g/人・日としました。

2 事業系ごみの 1 人 1 日あたり排出量

事業系ごみの排出量は家庭系と異なり、新潟県平均値よりも大きい値となっています。まずは県平均値を達成することを目標とし、予測値から現時点の県平均値との差を削減した 290g/人・日としました。

3 リサイクル率

総合計画では令和 12 年度末で 11%を目標値としており、本計画においても同じく 11%を目標とします。

4 不法投棄件数

総合計画では令和 12 年度末で 5 件を目標値としており、本計画においても同じく 5 件を目標とします。

3 課題解決及び目標達成に向けた基本施策

基本方針に基づき具体的な施策を展開し、本町の課題解決及び目標達成を目指します。

(1) ごみの減量化・資源化の促進

ア 町民・事業者・町の役割を周知し、個々の取組を促進します。

町民の役割
ごみの排出者として、4R 活動（排出抑制・再利用・再資源化・発生回避）を推進し、ごみの発生を抑制するとともに、資源の有効利用に努める。ごみの減量化及び適正処理についての町の施策に協力する。
事業者の役割
事業活動に伴う廃棄物の再利用や適正処理に努めると共に、ごみの減量化及び適正処理についての町の施策に協力する。
町の役割
施策を展開し、町民及び事業者のごみ減量及び適正処理の意識高揚を図るとともにその活動を支援する。

イ 町民、事業者に対し、広報紙などを用いて 4R 活動の推進を図り、ごみの発生抑制や資源化を促進します。

ウ リサイクル率の向上を目指し、広報紙などを用い資源物の分別収集ルールやごみステーションの利用マナーの浸透を図ります。

参考：4R 活動とは

- ・ Refuse(リフューズ・断る)
不要なレジ袋や過剰な包装など、ごみになるものを家庭に持ち込まない。
- ・ Reduce(リデュース・減らす)
物を大切に使い、ごみ自体を少なくする工夫をする。
- ・ Reuse(リユース・再利用する)
使い終わったものを修理して使ったり、譲り合う。
- ・ Recycle(リサイクル・再資源化する)
捨てる時に分別し、再び原料として利用する。

これら 4 つの R から始まる用語を総称したものです。

(2) 処理施設の維持管理など

豊栄郷清掃施設処理組合の解散後においてもごみ収集及び処理を継続するため、豊栄郷清掃施設処理組合、新発田地域広域事務組合及び収集運搬委託事業者と協議し、遅滞なくごみ処理施設の変更を実施します。

(3) 不法投棄の防止

- ア 住民からの情報提供と職員によるパトロールの実施及び警察署、新発田地域振興局環境センターなどの関係機関との連携により、監視体制の強化を図ります。
- イ 不法投棄禁止の立て看板の設置や、監視カメラによる監視体制の強化により、不法投棄がされにくい環境の醸成を図ります。
- ウ 町内クリーン作戦を実施し、集落、事業所及びその周辺の自主的な清掃を促すことで、不法投棄がされにくい環境の醸成を図ります。

(4) 災害廃棄物処理体制の構築

- ア 災害廃棄物仮置場開設及び運営方法並びに廃棄物運搬及び処理事業者などの災害廃棄物処理に必要な事項の検討を進めます。
- イ 災害廃棄物処理に関する協理事業者との関係構築に努めます。



第 3 章

生活排水処理計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水の処理状況

本町の生活排水（し尿及び生活雑排水）※の処理は、公共下水道に接続して処理する際は、新潟市北区にある「新井郷川浄化センター」（表3-1-1）で、標準活性汚泥法という方法で処理された後、新井郷川に放流しております。また、町内の公共下水道整備はほぼ完了しており、令和6年度末時点の接続率は92.3%となっています。

そして生活排水を合併処理浄化槽（し尿及び生活雑排水）及び単独処理浄化槽（し尿のみ）で処理する際は、微生物（嫌気性及び好気性）により汚れを分解・沈殿・消毒を行った後、河川へと放流しております。沈殿した汚泥については浄化槽の管理者が町の許可業者に収集・運搬を委託し、新発田市にある「新発田クリーンアップいなほ」（表3-1-2）で処理された後、公共下水道に排出され、さらに「新井郷川浄化センター」で処理されます。

上記以外の処理方法として、便槽に溜めたし尿のくみ取りがあり、管理者から委託された町の許可業者がくみ取り、運搬し、「新発田クリーンアップいなほ」で処理されます。

各処理方法を図示したものが図3-1-1であり、各処理方法の人口及び処理主体がそれぞれ表3-1-3、図3-1-2、3-1-3と表3-1-4、3-1-5となります。

単独処理浄化槽及びくみ取りを利用している場合は生活雑排水が未処理のまま河川などの公共用水域に放流することとなるため、水環境にとって大きな負担となります。それぞれの人口は減少傾向にありますが、現在もその状況が残ってしまっています。

※用語の定義

生活排水

台所、風呂、洗濯、トイレ、洗面所など、日常生活から出る排水の総称。

し尿

トイレから出る排水

生活雑排水

生活排水からし尿を除いた排水

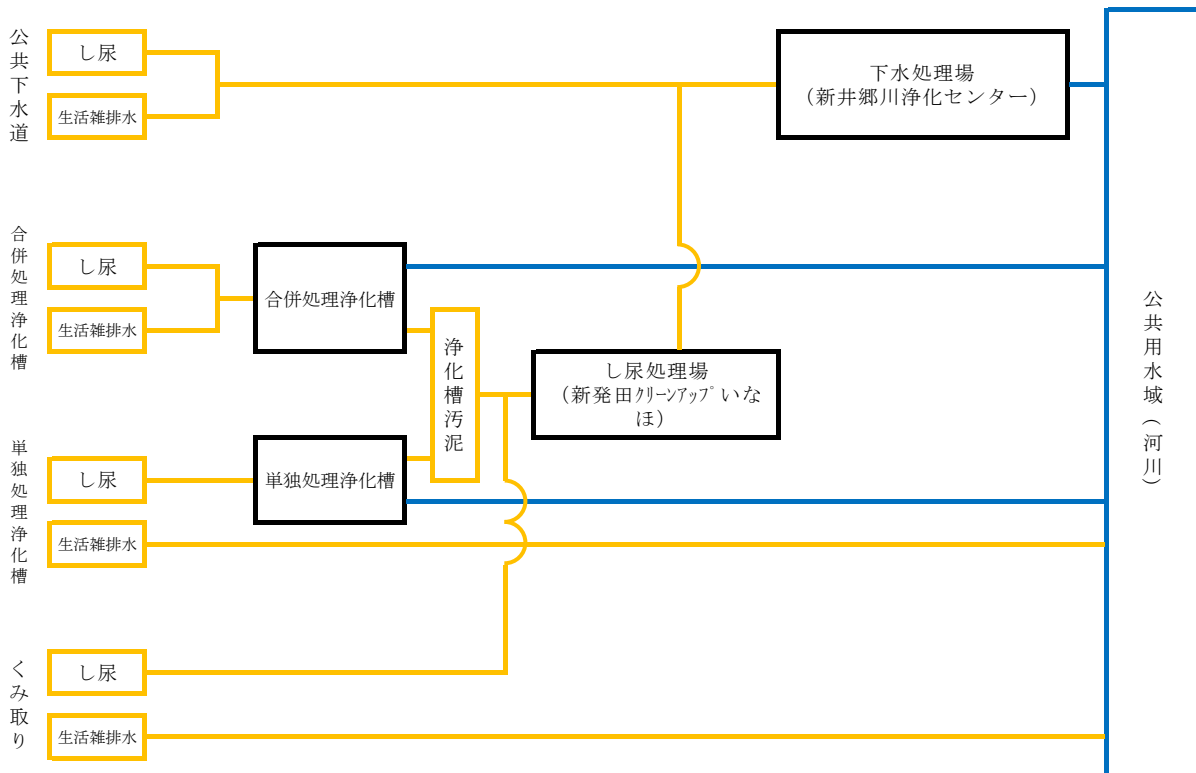
名称	新井郷川浄化センター
区分	公共下水道
所在地	新潟市北区名目所 1-167
処理区域	新潟市、新発田市、阿賀野市、聖籠町
処理能力	79,500 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法
供用開始	平成 10 年 3 月 31 日
放流先	新井郷川（1 級河川）

表 3-1-1 「新井郷川浄化センター」の概要

名称	新発田クリーンアップいなほ
所在地	新発田市中曾根字中坪 1612-3
処理区域	新発田市、聖籠町
処理能力	95 kL/日
処理方式	前処理下水道放流方式（希釈放流）
供用開始	平成 26 年 4 月 1 日
放流先	公共下水道

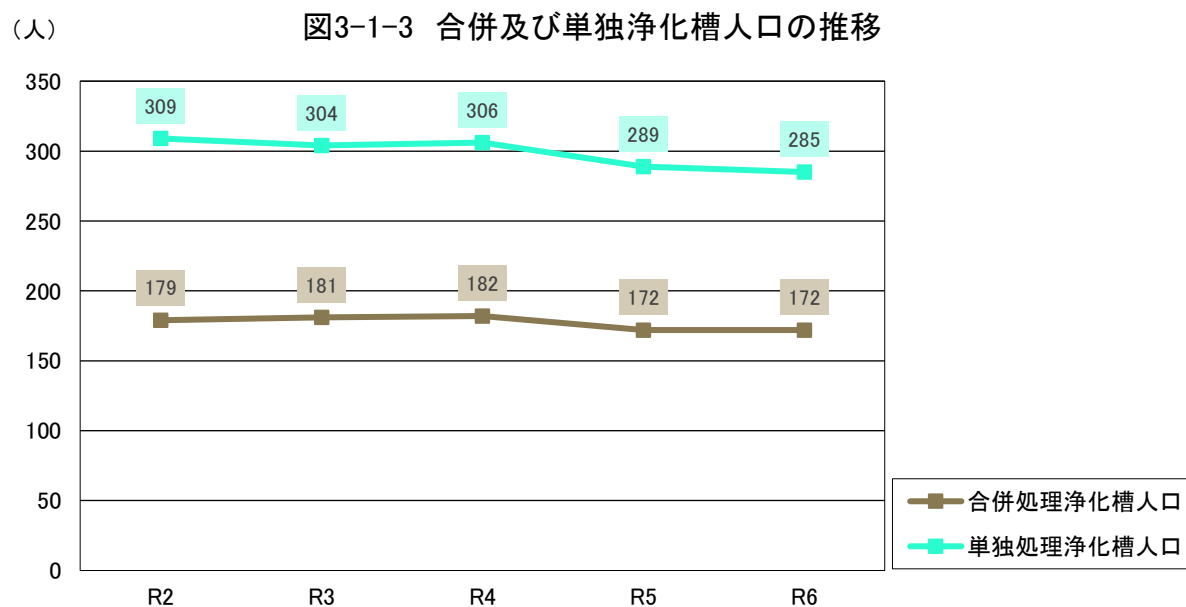
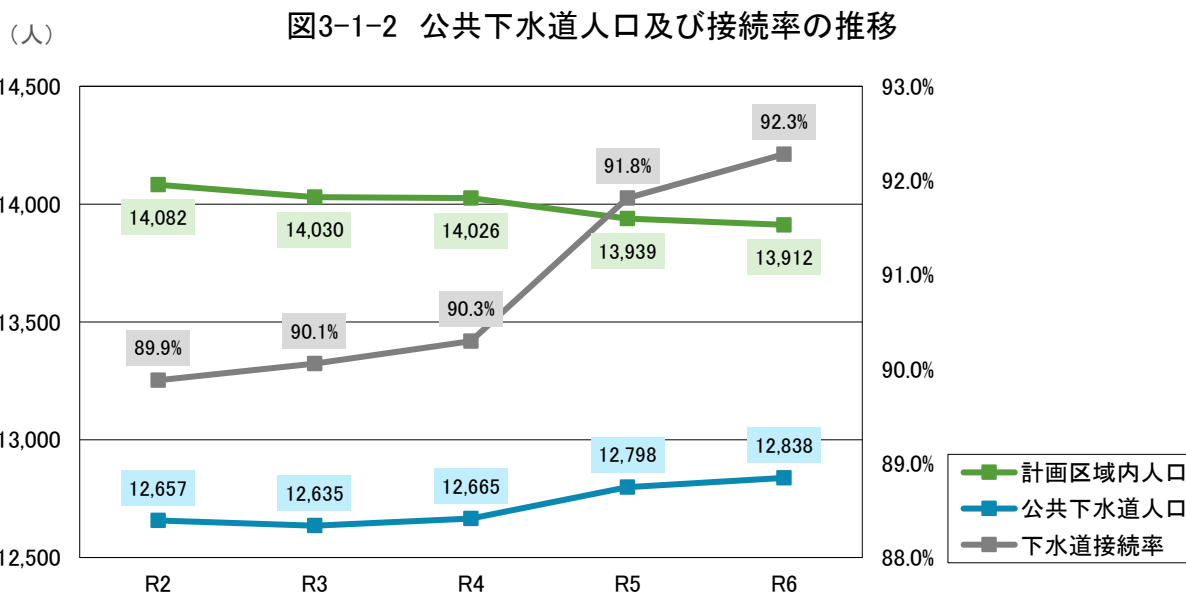
表 3-1-2 「新発田クリーンアップいなほ」の概要

図 3-1-1 聖籠町の生活排水処理フロー



項目	R2	R3	R4	R5	R6
計画区域内人口(人)	14,082	14,030	14,026	13,939	13,912
水洗化人口(人)	13,145	13,120	13,153	13,259	13,295
公共下水道人口(人)	12,657	12,635	12,665	12,798	12,838
合併処理浄化槽人口(人)	179	181	182	172	172
単独処理浄化槽人口(人)	309	304	306	289	285
非水洗化人口(人)	937	910	873	680	617
くみ取り人口(人)	937	910	873	680	617
自家処理人口(人)	0	0	0	0	0
公共下水道接続率(%)	89.9	90.1	90.3	91.8	92.3

表 3-1-3 生活排水の処理方法ごとの人口



区分	処理主体	処理対象となる生活排水の種類	処理施設
公共下水道	聖籠町	し尿及び生活雑排水	新井郷川浄化センター
合併処理浄化槽	個人などの設備管理者	し尿及び生活雑排水	—
単独処理浄化槽		し尿	— (生活雑排水は未処理)
くみ取り		し尿	新発田クリーンアップいなほ (生活雑排水は未処理)

表 3-1-4 生活排水の処理方法ごとの処理対象及び処理主体

対象地区	処理主体	収集運搬		し尿及び浄化槽汚泥処理	
		し尿	浄化槽汚泥	中間処理	最終処理
町内全域	個人など	許可業者	許可業者	新発田クリーンアップ いなほ	新井郷川浄化センター

表 3-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理主体

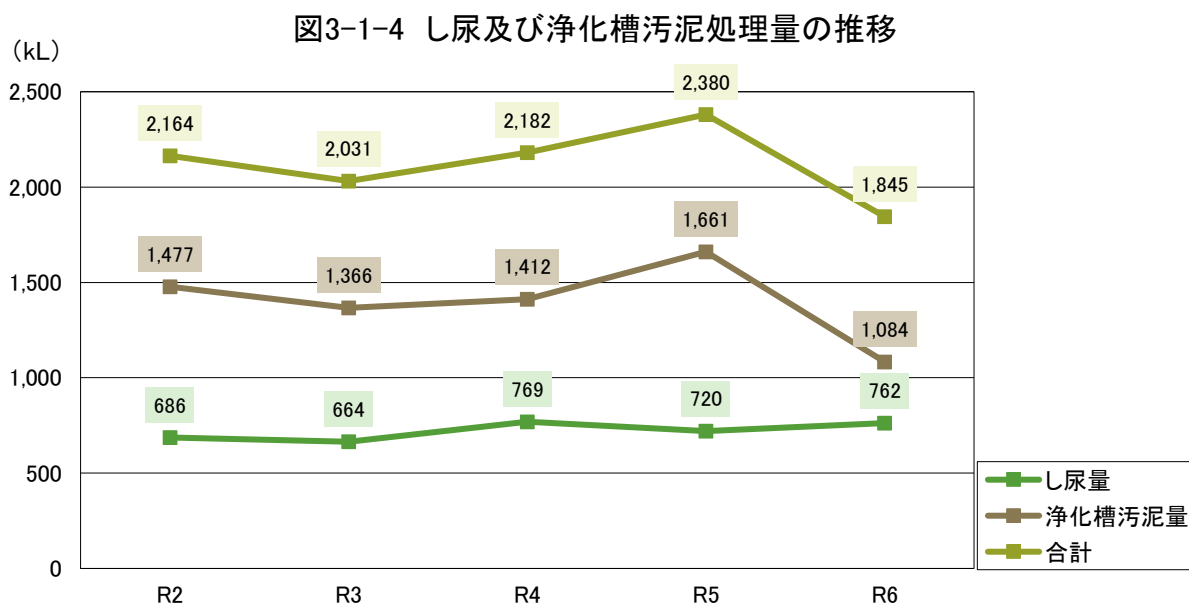
2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

町内で発生したし尿及び浄化槽汚泥については、事務委託により新発田市にあります「新発田クリーンアップいなほ」で処理されています。

公共下水道接続率が上昇するにつれて、浄化槽人口は減少傾向にあります。それに伴い、令和2年度からは、し尿量がほぼ横ばい、浄化槽汚泥量が減少傾向となっています（表3-1-6、図3-1-4）。

年度	し尿量(kL)	浄化槽汚泥量(kL)	合計(kL)
R2	686	1,477	2,164
R3	664	1,366	2,031
R4	769	1,412	2,182
R5	720	1,661	2,380
R6	762	1,084	1,845

表 3-1-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理量



3 現状を踏まえた課題点

本町の下水道整備はほぼ完了しており、普及率は 99.7%（令和 6 年度実績）となっています。法定耐用年数である 50 年を経過した管渠はまだありませんが、マンホールポンプ設備などについては耐用年数を迎えたものがあります。安定した下水道経営を行うため、適切な維持管理をする必要があります。

また、下水道への接続率ですが、下水道接続の費用負担が厳しいことや浄化槽への不満が無いことなどが原因で 92.3%（令和 6 年度実績）にとどまっております。単独処理浄化槽やくみ取りでは生活雑排水の処理がなされずそのまま公共用水域に放流されることで水環境の悪化を招きます。

上記の現状から、以下の課題に取り組んでいく必要があります。

（1）公共下水道への接続

公共用水域の水質保全の観点から、未接続世帯などへの早期接続の促進が必要です。

（2）下水道施設の適正な維持管理

設備などの更新が今後見込まれることから、適正な維持管理をしていく必要があります。

（3）浄化槽の適正処理

適正に処理されていない浄化槽は、異臭などによる生活環境の悪化及び放流水の水質悪化による水質汚濁などを招いてしまいます。浄化槽管理者に保守点検、清掃、法定検査を適切に実施していただくよう、啓発活動に取り組むことが必要です。

第2節 生活排水処理の将来予測

生活排水処理について予測を行います。

1 生活排水処理人口の予測

計画区域内人口及び公共下水道人口は「聖籠町下水道経営戦略」の予測値を引用し、浄化槽人口の予測は令和2年度から令和6年度までの増減率平均値（合併処理浄化槽：-0.96%、単独処理浄化槽：-1.97%）で令和7年度以降推移していった場合の数値とします。（表3-2-1）

公共下水道接続率は令和4年度時点で90.3%でありましたが、令和6年度時点で令和12年度予測値を上回っており、今後も接続率は向上するものと思われます。また、浄化槽人口は過去の傾向から、今後も減少していくと思われます。

項目	R4(実績)	R6(実績)	R7	R12
計画区域内人口(人)	14,026	13,912	13,840	13,693
水洗化人口(人)	13,135	13,295	13,041	13,029
公共下水道人口(人)	12,665	12,838	12,592	12,614
合併処理浄化槽人口(人)	182	172	170	162
単独処理浄化槽人口(人)	306	285	279	253
非水洗化人口(人)	873	617	799	664
くみ取り人口(人)	873	617	799	664
自家処理人口(人)	0	0	0	0
公共下水道接続率(%)	90.3	92.3	91.0	92.1

予測値

表 3-2-1 生活排水処理人口の予測

2 し尿・浄化槽汚泥の発生量予測

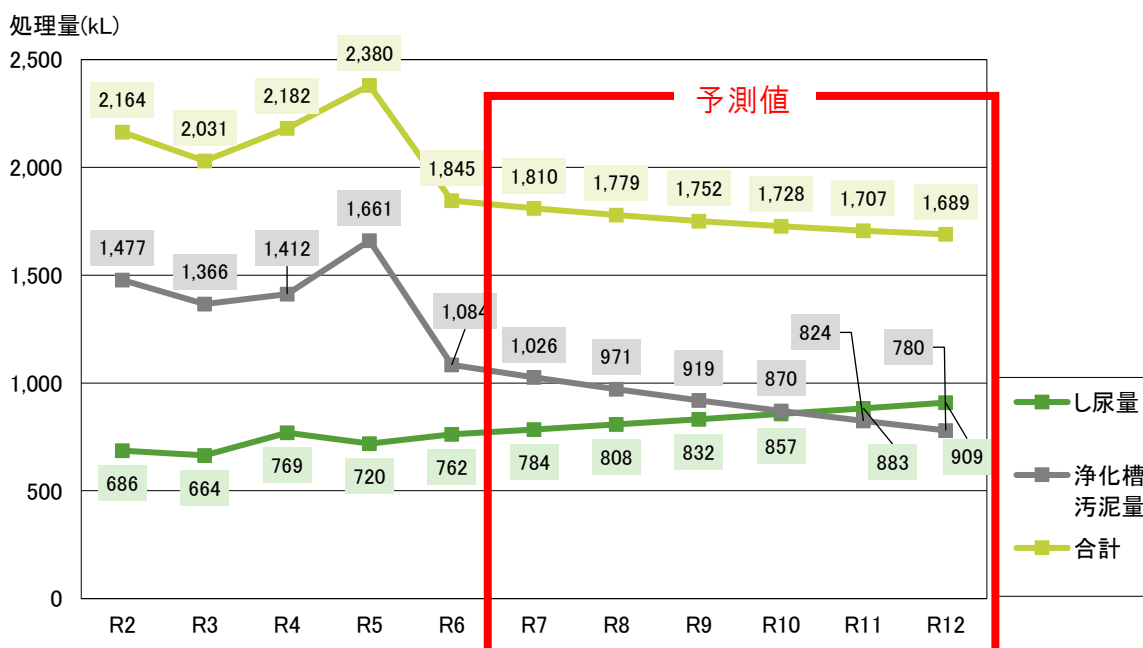
令和2年度から令和6年度までの増減率平均値（し尿：+3.0%、浄化槽汚泥：-5.3%）で推移していくとしたとき、し尿量は微増の傾向となりますが、浄化槽汚泥は浄化槽人口の減少傾向と同様に減少していく見込みです。（表3-2-2、図3-2-1）

年度	し尿量(kL)		浄化槽汚泥量(kL)		合計(kL)
		増減率(%)		増減率(%)	
R2	686		1,477		2,164
R3	664	-3.2	1,366	-7.5	2,031
R4	769	15.8	1,412	3.4	2,182
R5	720	-6.5	1,661	17.6	2,380
R6	762	5.8	1,084	-34.8	1,845
R7	784	3.0	1,026	-5.3	1,810
R8	808	3.0	971	-5.3	1,779
R9	832	3.0	919	-5.3	1,752
R10	857	3.0	870	-5.3	1,728
R11	883	3.0	824	-5.3	1,707
R12	909	3.0	780	-5.3	1,689

予測値

表3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

図3-2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測



第3節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

第1節で述べた課題の解決に向け、第5次総合計画で定めた施策方針に浄化槽事業の方針を加えた下記方針を基本方針とします。

【基本方針】

方針1 水洗化の普及促進

方針2 下水道施設の適正な維持管理の推進

方針3 浄化槽の適正処理の推進

2 課題解決に向けた基本施策

基本方針に従って、具体的な施策を展開していきます。

(1) 方針1 水洗化の普及促進

下記施策を行い、総合計画目標値である接続率93.0%を目指します。

- ア 公共下水道への接続をしていない世帯や企業を訪問し、接続の呼びかけを行います。
- イ 広報紙にて、公共下水道への接続について啓発を行います。

(2) 方針2 下水道施設の適正な維持管理の推進

「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査を行い、より効率的で長期的な下水道施設の維持管理に努めます。

(3) 方針3 浄化槽の適正処理の推進

水質保全及び生活環境の向上のため、広報誌などで適正な管理を呼びかけます。